

# ミャンマー新外国投資法 成立の経緯および その内容と今後の課題

日本・ミャンマーソサエティ12回会合  
2012.12.24

MERAC(ミャンマー経済研究・コンサルティング)  
代表 江橋正彦

# 成立までの経緯(1)

## 政府案の策定

- 計画・経済開発省DICAが中心に2012年3月末までに草案を準備  
(貧困削減のため、外国投資や援助を大いに活用する大統領の意向を反映)
- シンプルで比較的オープンな投資法草案
  - 制限7分野(環境、文化、伝統、健康を阻害する産業など)のみ
  - 外資の最低資本金規定なし
  - 外資の最低出資比率35%以上、上限なし

# 成立までの経緯(2)

## ビジネス界の反対と保護主義的法案の成立

- ビジネス界の強烈な反対(6月末から7月、トラ・シュエ・マン下院議長との4回にわたるヒアリング)
  - 下院の法令委員会が草案を大幅に変更
  - 8月14日下院通過。
    - 制限11分野(中小規模の生産・サービス、農業、畜産・水産、海洋漁業、国境地域)
    - 合弁の外資出資35%~49%
    - 最低資本金500万ドルなど
- ~外資からの保護が強烈
- 下院議員の財閥企業ユザナのテー・ミン会長が下院で先頭に立って改正を主導、とくに農業分野への外国投資制限を策動

# 成立までの経緯(3)

## 開国派の巻き返し

- 8月14日下院通過後、大統領のアドバイザーたちが初めてその法案を入手。外資制限色の濃いその法案の内容にショックを受け、U Tin Htut Oo、Winston Set Aungを中心に2日、徹夜で修正案を作成
- 私も15日に法案を友人から入手、その内容にショックを受け、17日から関係方面へ働きかけを開始
- 8月18日(土)から巻き返し。UMFCCIで10:00~19:30まで討議、U Zaw Min Winなどが下院案に異議を。UMFCCIは2つに割れる。
- 8月20日午後、UMFCCI緊急幹部会で本件討議、Win Aung会頭などが開国派に転じ、開国派が若干優勢に
- 8月21日、大統領の諮問機関NESAC(国家経済社会諮問委員会)でU Than Lwin、Winston, Win Aung (UMFCCI) が問題提起。  
テインセイン大統領が上院でよく審議するよう指示

# 成立までの経緯(4)

## ジャーナリズムの保護派批判キャンペーン

- Weekly Elevenなどの多数のジャーナル(週刊紙)が一斉に、よりオープンな外国投資法に修正すべきとのキャンペーンを開始。  
「自分の産業保護を唱える者はクローニー」と
- UMFCCIでも、大統領のアドバイザーなども応援に出向き、開国派が保護派を凌駕するようになる。ウィン・アウン会頭は会員説得に奮闘

# 成立までの経緯(5)

## UMFCCI 下院法案修正へ

- 9月2日(日)、UMFCCIにて、1)外国投資法、2)ミャンマー市民投資法、3)コンドミウム法、4)パブリック・カンパニー法、5)漁業法、6)紛争処理法などについて会議。すべてのAssociationの長が出席
- 外国投資法に議論が集中。大統領アドバイザー Dr. Aung Tun Thet およびUMFCCI Win Aung会頭のアドバイザーのU Tin Maung Than(Director, MDRI, Training & Communication担当)、NLD議員1人、USDPヤンゴン選出の2議員も参加
- 下院通過法案の修正(とりわけ、最低資本金500万ドルと外資出資比率35%以上49%未満の修正)に議論が集中

# 成立までの経緯(6)

## 上院、法案修正へ

- 上院で審議、最低資本金500万ドルや外資出資比率規制、中小企業分野や農業などへの投資制限が問題になり、9月4日の上院で大幅修正
- 当初、下院案支持者が多かったが、政府からの働きかけに対して、国軍選出議員及びNLD議員の多くが下院案に反対に回ったことが大きい
- 9月4日、上院案を連邦合同議会へ送付
- 9月7日、連邦上下両院合同議会通過、大統領へ送付

# 成立までの経緯(7)

## 大統領による法案修正

- 9月16日(日)、UMFCCI緊急幹部会で草案を修正(11項目について)
- 大統領に9月17日、ウィン・アウン会頭が修正を進言。  
(実際はWinstonなど大統領のアドバイザーがウィン・アウン会頭に依頼したと思われる)
- 大統領はその後、11項目の修正と5か所の字句の修正を含むコメントを議会に送付



# 成立までの経緯(8)

## 新外国投資法の成立

- 10月18日から始まった連邦議会は8人の議員(与野党半々)が担当となり、外国投資法案を審議
- 「ミャンマー人給与」の項目のみ大統領コメントに反対。法令委員会委員長U Mya Nyeinが連邦議会に説明ののち、多数決で11月1日可決  
「投資家は職位に応じた階級分けに際し、“資格・経験が同じであるかぎり”、ミャンマー市民に外国人従業員のそれと差別することなく、同等の給与を支給することとする」
- 11月2日、大統領が署名、発効

# 新外国投資法の特徴(1)

現行外国投資法(1988年)	新外国投資法(11/2)
外国投資法に関する声明	
(1) 投資の概念	(1) 投資の概念
(2) 外国人投資の対象経済活動	(2) 外国人投資の対象経済活動
(3) 外国人投資の基本原則	<u>(3) 外国人投資の目的</u>
(4) 外国人投資の形態	(4) 外国人投資の基本原則
(5) MICの設立	(5) 外国人投資の形態
(6) MICの権限及び義務	(6) MICの設立
(7) 契約	(7) MICの権限及び義務
(8) 保険	<u>(8) 投資家の権利と義務</u>
(9) 雇用	(9) 事業許可の申請手続き
(10) 租税恩典	(10) 保険
(11) 保証	(11) 雇用
(12) 外国資本	(12) 租税恩典
(13) 外貨送金の権利	(13) 保証
(14) 外貨に関する事項	<u>(14) 土地使用の許可</u>
(15) 一般条項	(15) 外国資本
	(16) 外貨送金の権利
	(17) 外貨に関する事項
	<u>(18) 処罰</u>
	<u>(19) 紛争解決</u>
	(20) 一般事項

# 新外国投資法の特徴(2)

- 外国人投資の可能な領域の拡大と制約
- 免税期間3年→5年などインセンティブ強化
- 土地使用期間30年→50+10+10=70年
- 民間土地利用可、転貸、抵当権設定、売却も可能
- 合弁時の最低出資比率、最高出資比率の弾力化
- ミャンマー国民の安全、経済、環境及び社会福祉に重大な影響を与える可能性のある投資活動は**国会の承認**が必要
- 投資家の権利と義務を規定
- ミャンマー人雇用義務を規定
- ミャンマー市民に外国人従業員のそれと差別することなく、同等の給与(職位・階級が同じ場合)を支給すること

## 新外国投資法の特徴(3)

- MICのメンバーにUMFCCIおよび民間専門家を追加
- MICの裁量の余地の増大(法律の規定がいまいなため)  
法的枠組み自体が、①透明性(transparency)、②予見可能性(predictability)、および③一貫性(consistency)といった三つの要件を満たすことが不可欠であるのに、それに逆行
- Rules & Regulation(法令・施行細則)に依存するところ大

# 新MIC(投資委員会)メンバー

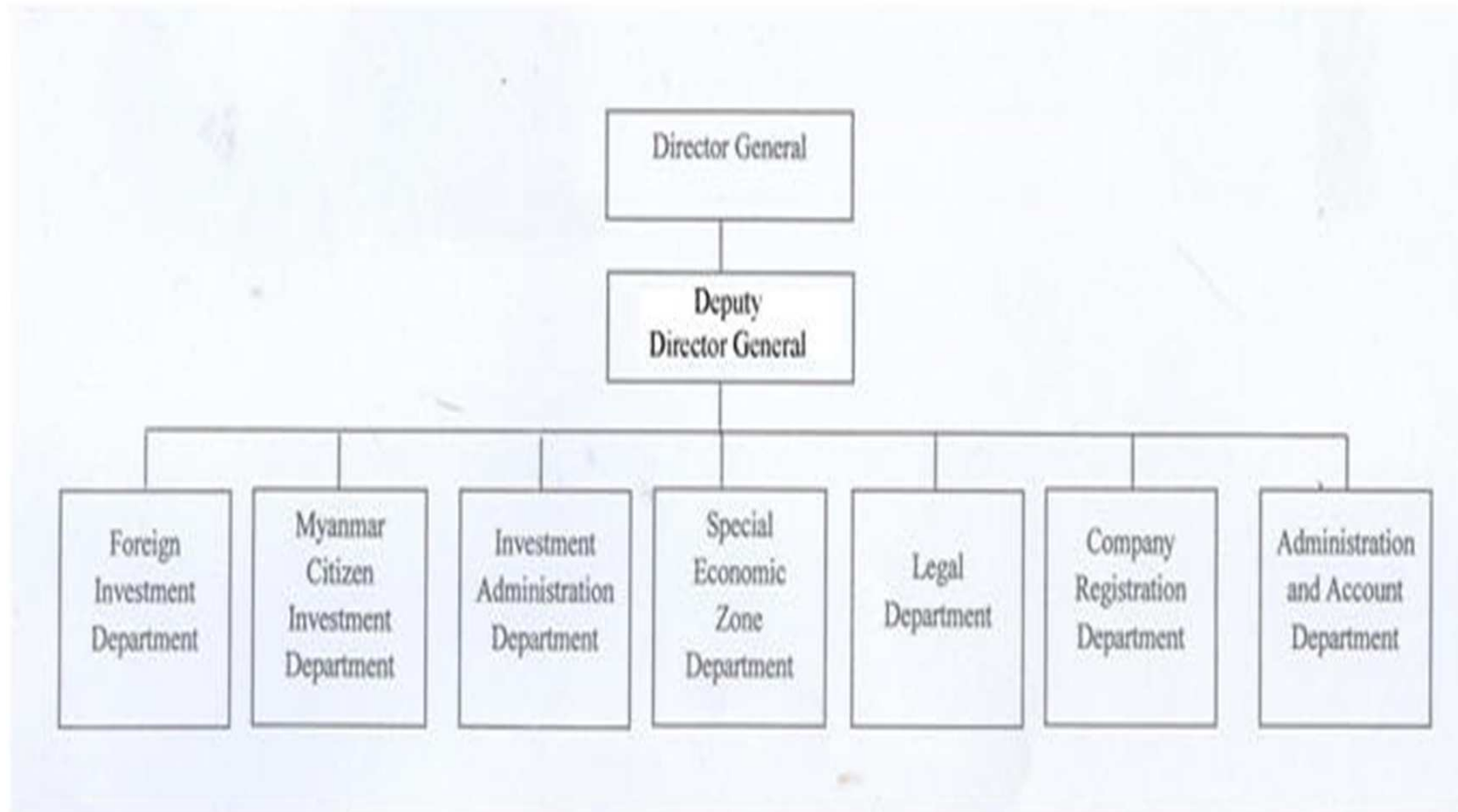
1. H.E U Soe Thane  
Union Minister for President Office (3) Chairman
2. H.E U Aung Min  
Union Minister for President Office (4) Member
3. H.E U Hla Htun  
Union Minister for President Office (6) Member
4. Dr. Htun Shin  
Union Attorney General  
Union Attorney General's Office Member
5. Dr. Aung Htun Thet  
Economist, NESAC Member Member

## 新MICメンバー(続き)

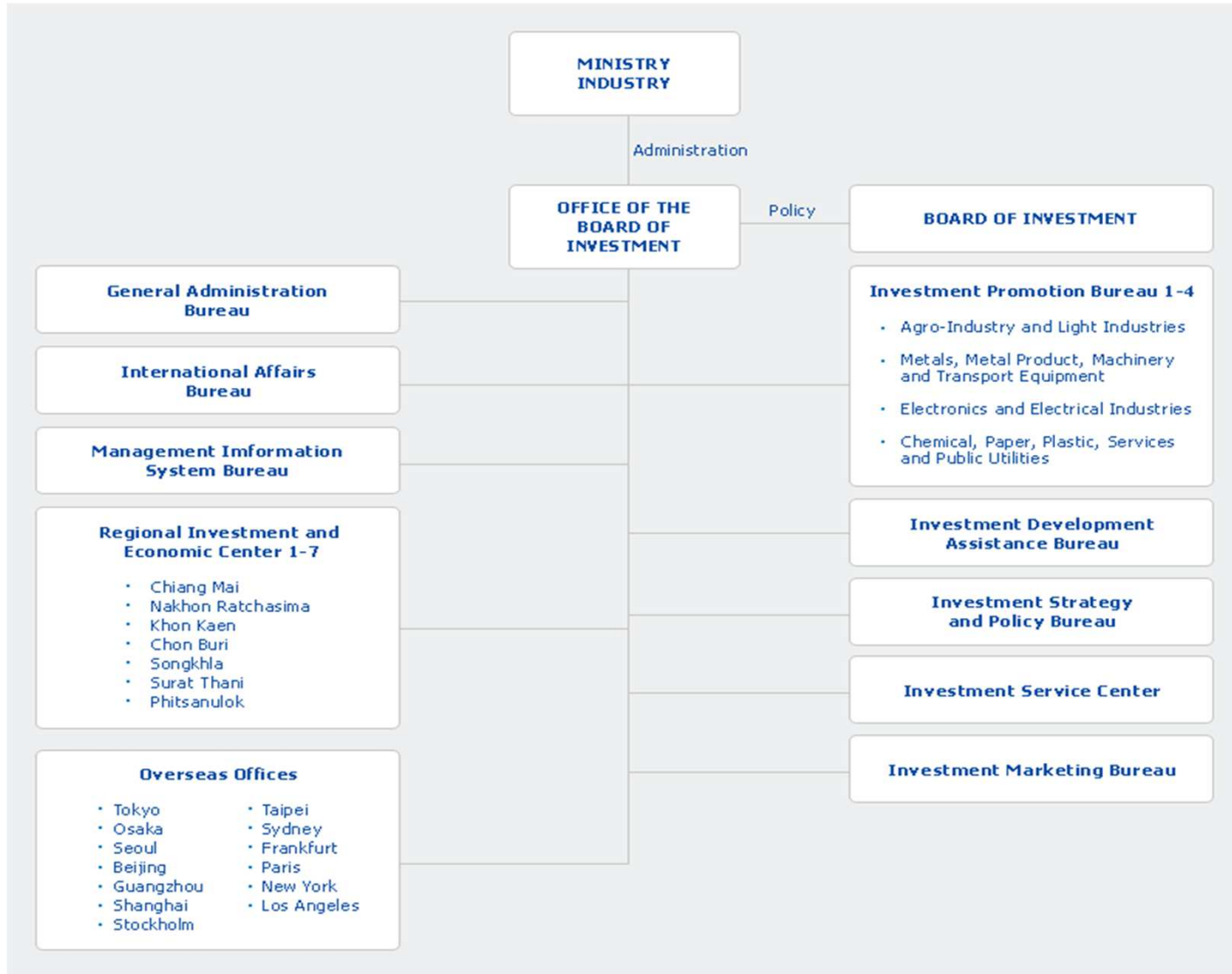
6. **U Nyunt Tin**  
**Ambassador (Retired)** **Member**
7. **U Win Khaing**  
**Chairman of the Myanmar**  
**Engineering Association** **Member**
8. **Daw Mya Thuza**  
**Advisor, Deputy DG of DICA** **Member**
9. **Daw Khine Khine Nwe**  
**Entrepreneur, CEC UMFCCI** **Member**
10. **H. E U Tin Naing Thein**  
**Union Minister for the President Office (5)** **Secretary**
11. **H. E Thura U Thaung Lwin**  
**Deputy Minister for Rail Transportation**  
**Joint Secretary**

# MICの事務組織(とりわけ、投資促進にかかわる組織)の弱体さ

DICA(Directorate of Investment and Company Administration)  
の組織図



# タイのBOI(投資委員会)の組織図





# その他の観察

- ◆産業ビジョン・産業政策の欠如（戦略的投資インセンティブの不足）
- ◆大統領アドバイザーやDICAなどのスタッフの能力不足（とくに政策・制度設計や法案の策定）
- ◆UMFCCIの役割と影響力の増大（しかし、法案の策定は無理）  
実業界に公益の視点から発言できる人材が欠如

# 外国投資法のRules & Regulation (施行細則)の制定

- 11月15日午前、UMFCCIで本件についての会議があり、農業、漁業、畜産・水産、建設、ホテル、エネルギー、鉱業、工業団地、小売り、製造業、金融、サービスの12の主委員会と小委員会が設けられ、22日までに案をまとめるよう会頭から指示があった
- 計画・経済開発省DICAがIFCのコンサルの支援を得て全般の細則案を作成
- 投資対象分野・業種の案(とくに、適用制約分野を中心に)を工業省およびUMFCCIが作成、12月13日にすり合わせ
- ASEAN包括的投資協定の各国リザーブリストを参考

# 暫定のRules & Regulationの

## 主要内容(12月12日現在)

### ◆ 外資の最低資本金:

- 1) 製造業50万ドル、2) サービス業30万ドル、3) 鉱産原料品の生産 1,000万ドル、4) 鉱業1,500万ドル

### ◆ 制限分野の合併事業の際の外資出資比率

30%以上80%未満で当事者間で交渉

### ◆ 制限分野の外資出資上限比率

- 1) 小売り(スーパー、デパート): 100%可。しかし、5万平方フィート以下で郊外に限る。その他は合併可
- 2) ホテル: 4星、5星のみ100%可。その他は合併可
- 3) 観光業(旅行代理店など): 100%は不可。合併可
- 4) 輸送(海運含む): 100%は不可、合併可
- 5) 飲み水: 100%は不可。合併可

# 暫定のRules & Regulationの 主な内容(2)

- 製造業

- 1) ビール・アルコール: 100%可
- 2) たばこ: 100%は不可。合弁は可
- 3) グルタミン酸ソーダ: 100%可
- 4) 食品(ビスケット、ウェーハー、インスタント麺など):  
国産原料50%以上使用、80%以上を輸出の場合、100%可
- 5) 甘味食料(チョコレート、スナックなど):  
100%は不可。合弁可
- 6) ミルク・缶詰: 100%は不可、合弁可
- 7) 野菜および動物油脂: 100%は不可。合弁可
- 8) ソフトドリンク: 100%は不可、合弁可
- 9) 化学品: 100%可
- 10) 家庭用品: 100%可

# SEZ(経済特区)法

- 11月中旬にSEZ法および同Rule & Regulationをまとめる方針(セ・アウン副大臣の意向)だったが、SEZ法そのものの内容(例えば、特区の周囲をフェンスで囲った自由貿易区とする元の案に変更の要請があり、特区構想そのものの変更を余儀なくされているなど)が固まらず、遅れている。
- なお、SEZ法およびRules & regulation策定に日本工営のほか、最近、ドイツのGTZのコンサルが参加